第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法	個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法
第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法により、二条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合	個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法により、二条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、令和六年総務省告示第四百四十六号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局等の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性	
項目	特性
感度	希望波（符号化率が三分の一であって、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準感度をいう。以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上 (1)　チャネル間隔が一八〇kHzのもの　（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） (2)　チャネル間隔が一・〇八MHzのもの　次に掲げる搬送波の場合に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 イ　複信方式の搬送波の場合　（一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） ロ　半複信方式の搬送波の場合　（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） (3)　チャネル間隔が三MHzのもの　（一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） (4)　チャネル間隔が五MHzのもの　（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

改正前

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性	
項目	特性
感度	希望波（符号化率が三分の一であって、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）。以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上